

第4章 高齢者が安心して介護を受けられるまち

介護保険事業を健全・円滑に運営し、介護が必要になっても自立した生活を継続するために、自らの意思で、必要な介護サービスを安心して受けられるまちの実現を目指します。

第1節 介護保険事業の健全な運営

【現状と課題】

高齢者が要介護状態になっても、自立した生活ができ、可能な限り住み慣れた地域で生活していけるよう、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスの必要量の整備を図ります。他の介護サービスについても、中長期的な視点に立った基盤の充実が必要です。

利用者に対しては、自立支援にもとづいた適切なサービスが実施されるよう、介護サービスの向上が求められています。

また、介護サービスの安定した供給を図るため、介護人材の確保と定着に向けた取組が求められています。

【基本施策】

第1項 介護サービスの充実

(1) 居宅サービス

各サービスの利用実績や要介護認定者数の推計結果を踏まえ、平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度までのサービス必要量を算出し、サービス目標量 (供給量) を設定します。

① 訪問系居宅サービス

サービス名	サービスの内容
1 訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助などを行うサービスです。
2 (介護予防) 訪問入浴介護	介護士と看護師が居宅を訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車で入浴介護を行うサービスです。
3 (介護予防) 訪問看護	看護師等が、居宅を訪問して主治医と連絡を取りながら療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。
4 (介護予防) 訪問リハビリテーション	主治医の計画にもとづき、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう、必要なりハビリテーションを行うサービスです。
5 (介護予防) 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

② 通所系居宅サービス

サービス名	サービスの内容
1 通所介護 (デイサービス)	日帰り介護施設で、食事、入浴の提供や介護、生活面での相談やアドバイス、簡単な機能訓練やレクリエーション等を行うサービスです。
2 (介護予防)通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療機関等で、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう必要なリハビリテーションを理学療法士や作業療法士が行うサービスです。
3 (介護予防)短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。
4 (介護予防)短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期入所して、医学的管理の下での看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話を受けることができるサービスです。

③ その他の居宅サービス

サービス名	サービスの内容
1 (介護予防)福祉用具貸与	日常生活を助けたり、機能訓練に用いるための福祉用具、介護者の負担を軽くするための福祉用具を貸し出すサービスです。
2 (介護予防)福祉用具購入	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、指定を受けた事業所で購入したときに、負担割合に応じて年間10万円を上限に購入費の7～9割を支給するサービスです。
3 (介護予防)住宅改修	家庭内での安全を確保するなど、住宅改修が必要な場合に負担割合に応じて20万円を上限に改修費用の7～9割を支給するサービスです。
4 (介護予防)特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入所している人が要介護・要支援状態になったときに、日常生活上の介護や機能訓練等を受けることができるサービスです。
5 (介護予防)居宅介護支援	ケアマネジャー等が利用者、家族、関係事業者等と協議して、居宅介護サービス計画および介護予防サービス計画の作成やサービス提供の支援をするサービスです。

(2) 地域密着型サービス

3つの日常生活圏域の特性や高齢者の実態を踏まえ、要介護または要支援の認定を受けた方が、住み慣れた地域で介護サービスや介護予防サービスを受けられるよう、地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービスを整備・充実します。

各サービス利用実績や要介護認定者数の推計結果を踏まえ、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までのサービス必要量を算出し、サービス目標量(供給量)を設定します。

① 地域密着型サービス

サービス名	サービスの内容
1 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	認知症の方に対して、日帰りで入浴、食事の提供、機能訓練等を行うサービスです。
2 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の状態や希望を組み合わせ、「泊まり」や「訪問」を行うサービスです。
3 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方が家庭的な環境の中で共同生活を営みながら、入浴、食事の提供等を受けるサービスです。
4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて24時間、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。
5 看護小規模多機能型居宅介護 (旧名称: 複合型サービス)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービスです。
6 地域密着型通所介護	利用定員18名以下の小規模型の日帰り介護施設で、食事、入浴の提供や介護、生活面での相談やアドバイス、簡単な機能訓練やレクリエーション等を行うサービスです。

推計値は現時点のもので、全て仮の数字となります。

② 地域密着型サービスの事業所数と整備目標

1. (介護予防) 認知症対応型通所介護 (デイサービス)

区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用 (見込) 者数 / 日	26	31	34	37	41	46
事業所数	4	4	4	4	4	4

2. (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
登録 (見込) 者数 / 月	45	39	43	46	48	49
事業所数	2	2	2	2	2	2

3. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用 (見込) 者数 / 日	80	80	80	80	84	85
ユニット数	9	9	9	9	10	10

※ ユニットとは、グループホームで共同生活する場合の生活単位で、青梅市では現在定員9名となっております。

4. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第7期計画期間中に1事業所整備を目指し、事業所からの相談に随時応じながら検討することとします。

5. 看護小規模多機能型居宅介護

区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
登録 (見込) 者数 / 月	19	22	21	27	28	29
事業所数	1	1	1	1	1	1

6. 地域密着型通所介護

区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
登録 (見込) 者数 / 月		129	133	142	147	160
事業所数		19	17	17	17	17

(3) 施設サービス

本市には、介護老人福祉施設が 24 施設、介護老人保健施設が 3 施設、介護療養型医療施設が 4 施設あります。

介護保険法改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降、指定介護老人福祉施設の入所基準が、原則要介護 3 以上となり、要介護 1 または 2 については、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合に、入所が認められることとなりました。

また、地域包括システムの深化に向けて、医療と介護の連携の推進の観点から、日常的な医学管理や、看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備える施設として、介護医療院が創設されます。

介護療養型医療施設は平成 30 (2018) 年 3 月末に設置期限を迎えることとなっていましたが、平成 36 (2024) 年 3 月までと 6 年間延長されました。

各サービス利用実績や要介護認定者数の推計結果を踏まえ、平成 30 (2018) 年度から平成 32 年 (2020) 度までのサービス必要量を算出し、サービス目標量 (供給量) を設定します。

施設類型	サービスの内容
1 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所するサービスです。
2 介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定している人に、医学的管理の下で看護、介護、リハビリテーションを行い、家庭への復帰を支援するサービスです。
3 介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の世話を一体的に提供します。 平成 30 年 4 月より創設されます。
4 介護療養型医療施設	医学的管理の下、長期にわたる療養が必要な人のための病床です。 医療、看護、介護、リハビリテーション等を受けることができるサービスです。(平成 36 (2024) 年 3 月までに廃止予定)

推計値は現時点のもので、全て仮の数字となります。

第2項 介護サービス見込量および費用額の適正な推計

(1) 介護給付サービスの見込量および費用額

各サービスごとの推計額は、一定以上所得者の利用者負担見直し（3割負担）による影響前の額となっています。

① 居宅サービス

(単位：千円、回/月、日/月、人/月)

種別	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	給付費	312,848	356,257	400,415	695,301
	回数	8,778.0	9,996.0	11,235.0	19,509.0
	利用者数	418	476	535	929
訪問入浴介護	給付費	77,145	82,145	87,145	117,146
	回数	529.2	563.5	597.8	803.6
	利用者数	108	115	122	164
訪問看護	給付費	197,275	222,471	247,666	398,839
	回数	2,796.8	3,154.0	3,511.2	5,654.4
	利用者数	368	415	462	744
訪問リハビリテーション	給付費	58,035	59,883	60,992	74,299
	日数	1,601.4	1,652.4	1,683.0	2,050.2
	利用者数	157	162	165	201
居宅療養管理指導	給付費	58,617	62,776	67,196	96,569
	利用者数	451	483	517	743
通所介護	給付費	741,384	780,943	813,643	1,051,177
	回数	7,264.2	7,651.8	7,972.2	10,299.6
	利用者数	749	789	822	1,062
通所リハビリテーション	給付費	356,155	380,351	409,385	582,624
	回数	3,054.4	3,261.9	3,510.9	4,996.6
	利用者数	368	393	423	602
短期入所生活介護	給付費	276,234	310,629	342,874	580,414
	日数	2,724.2	3,063.4	3,381.4	5,724.0
	利用者数	257	289	319	540
短期入所療養介護	給付費	37,846	44,007	54,569	154,904
	日数	288.1	335.0	415.4	1,179.2
	利用者数	43	50	62	176
特定施設入居者生活介護	給付費	206,223	230,773	260,233	368,255
	利用者数	84	94	106	150
福祉用具貸与	給付費	202,191	215,038	227,884	309,617
	利用者数	1,086	1,155	1,224	1,663

② 地域密着型サービス

(単位：千円、回/月、人/月)

種別	区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	15,116	28,072	43,188	79,898
	利用者数	7	13	20	37
認知症対応型通所介護	給付費	124,518	139,072	153,626	258,738
	回数	877.8	980.4	1,083.0	1,824.0
	利用者数	77	86	95	160
小規模多機能型居宅介護	給付費	96,374	96,374	99,052	107,083
	利用者数	36	36	37	40
認知症対応型共同生活 介護	給付費	247,318	259,840	262,971	275,494
	利用者数	79	83	84	88
地域密着型特定施設入 居者生活介護	給付費	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	給付費	3,537	3,537	3,537	3,537
	利用者数	1	1	1	1
看護小規模多機能型居 宅介護	給付費	63,255	65,597	67,940	67,940
	利用者数	27	28	29	29
地域密着型通所介護	給付費	283,013	294,199	319,928	444,095
	回数	2,909.5	3,024.5	3,289.0	4,565.5
	利用者数	253	263	286	397

③ 施設サービス

(単位：千円、人/月)

種別	区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護老人福祉施設	給付費	2,813,176	2,979,959	3,180,756	4,393,206
	利用者数	928	983	1,049	1,449
介護老人保健施設	給付費	877,569	931,651	976,428	1,294,106
	利用者数	276	293	307	407
介護医療院	給付費	0	0	0	407,509
	利用者数	0	0	0	99
介護療養型医療施設	給付費	416,045	407,509	403,800	
	利用者数	101	99	98	

※ 平成 37 (2025) 年度の介護療養型医療施設は、介護医療院に含んでいます。

④ 居宅介護福祉用具購入

(単位：千円、人/月)

種別	区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
福祉用具購入	給付費	8,711	8,711	8,711	7,196
	利用者数	23	23	23	19

⑤ 居宅介護住宅改修

(単位：千円、人/月)

種別	区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
住宅改修	給付費	30,532	33,394	38,165	62,972
	利用者数	32	35	40	66

⑥ 居宅介護サービス計画

(単位：千円、人/月)

種別	区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
居宅介護支援	給付費	354,695	378,045	402,692	571,885
	利用者数	1,914	2,040	2,173	3,086

(2) 予防給付サービスの見込み量および費用額

各サービスごとの推計額は、一定以上所得者の利用者負担見直し（3割負担）による影響前の額となっています。

① 介護予防サービス

(単位：千円、回/月、日/月、人/月)

種別	区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防訪問入浴介護	給付費	444	444	444	444
	回数	5.0	5.0	5.0	5.0
	利用者数	2	2	2	2
介護予防訪問看護	給付費	17,302	17,981	18,320	20,695
	回数	290.7	302.1	307.8	347.7
	利用者数	51	53	54	61
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	12,076	13,149	14,223	21,736
	日数	351.0	382.2	413.4	631.8
	利用者数	45	49	53	81
介護予防居宅療養管理指導	給付費	4,482	4,370	4,146	3,362
	利用者数	40	39	37	30
介護予防通所リハビリテーション	給付費	69,802	73,865	77,927	105,257
	利用者数	189	200	211	285
介護予防短期入所生活介護	給付費	3,732	4,105	4,478	6,718
	日数	50.0	55.0	60.0	90.0
	利用者数	10	11	12	18
介護予防短期入所療養介護	給付費	1,550	1,550	1,550	2,713
	日数	15.2	15.2	15.2	26.6
	利用者数	4	4	4	7
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	14,602	16,959	18,684	27,056
	利用者数	18	21	23	523
介護予防福祉用具貸与	給付費	18,106	19,141	20,279	25,123
	利用者数	350	370	392	31

② 地域密着型介護予防サービス

(単位：千円、回/月、人/月)

種別	区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防認知症対応型 通所介護	給付費	3,078	2,565	2,565	2,565
	回数	30.6	25.5	25.5	25.5
	利用者数	6	5	5	5
介護予防小規模多機能 型居宅介護	給付費	4,647	4,647	4,647	6,196
	利用者数	6	6	6	8
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費	2,869	5,738	5,738	5,738
	利用者数	1	2	2	2

③ 介護予防福祉用具購入

(単位：千円、人/月)

種別	区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防福祉用具購入	給付費	2,240	2,240	2,016	1,792
	利用者数	10	10	9	8

④ 介護予防住宅改修

(単位：千円、人/月)

種別	区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防住宅改修	給付費	12,110	12,110	12,110	11,179
	利用者数	13	13	13	12

⑤ 介護予防サービス計画

(単位：千円、人/月)

種別	区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防支援	給付費	47,012	47,641	48,041	53,989
	利用者数	822	833	840	944

(3) 介護給付等対象サービスの給付費総額の見込 (まとめ)

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
標準給付費計	8,696,395	9,252,546	9,866,847	13,719,241
給付費計 (介護給付+予防給付)	8,071,864	8,597,738	9,167,964	12,697,367
介護給付	7,857,812	8,371,233	8,932,796	12,402,804
居宅介護サービス	2,523,953	2,745,273	2,972,002	4,429,145
地域密着型介護サービス	833,131	886,691	950,242	1,236,785
施設介護サービス	4,106,790	4,319,119	4,560,984	6,094,821
居宅介護福祉用具購入	8,711	8,711	8,711	7,196
居宅介護住宅改修	30,532	33,394	38,165	62,972
居宅介護サービス計画	354,695	378,045	402,692	571,885
予防給付	214,052	226,505	235,168	294,563
介護予防サービス	142,096	151,564	160,051	213,104
地域密着型介護予防サービス	10,594	12,950	12,950	14,499
介護予防福祉用具購入	2,240	2,240	2,016	1,792
介護予防住宅改修	12,110	12,110	12,110	11,179
介護予防サービス計画	47,012	47,641	48,041	53,989
審査支払手数料	7,370	7,778	8,209	10,749
高額介護 (介護予防) サービス費	231,853	255,718	293,265	581,774
特定入所者介護 (介護予防) サービス費	385,308	391,312	397,409	429,351
高額医療合算介護 (介護予防) サービス費	24,023	25,545	29,817	40,537

(4) 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政的影響後の給付費総額

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
影響前の標準給付費計 (A)				
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う影響額 (B)	未定			
影響後の標準給付費計 (A) - (B) - (C)				

第3項 地域支援事業見込量および費用額の適正な推計

(1) 地域支援事業の見込量および費用額

※ 介護予防ケアマネジメント事業は、介護予防・生活支援サービス事業の開始に伴い、平成 29 年度から包括的支援事業から介護予防・生活支援サービス事業へ移行しました。

(単位：所、千円、人、回、件)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
地域包括支援センター設置数	3	3	3	3
介護予防・日常生活支援総合事業	246,762	254,266	262,000	304,386
訪問型サービス	37,299	38,418	39,570	45,879
通所型サービス	127,111	130,924	134,852	156,330
介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	74,066	76,288	78,577	91,092
審査支払手数料	1,055	1,087	1,119	1,298
高額介護予防サービス費相当事業	200	200	200	200
一般介護予防事業	7,031	7,349	7,682	9,587
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	76,223	76,223	76,223	76,223
任意事業 (介護給付適正化事業・家族介護支援 事業等・その他の事業)	4,217	4,257	4,297	4,499
包括的支援事業(社会保障充実分)	21,999	21,999	21,999	21,999
地域支援事業費計	349,201	356,745	364,519	407,107

第4項 介護保険サービスの円滑な提供

(1) 連携体制の強化

① 保健・医療・福祉・介護の連携強化

保健・医療・福祉・介護は、それぞれが個々に提供されるのではなく、それぞれの機能と役割を十分に踏まえた上で効果的に組み合わせて提供される必要があります。

そのため、保健・医療・福祉・介護との連携を強化し、効率的で効果的なサービスの提供が行われる体制を充実していきます。

② 事業者等との連携強化

要介護者等に対して、介護給付等の対象サービスを円滑に提供し、また、その資質の向上を図るため、本市と介護サービス事業者間およびサービス事業者相互の定期的な情報交換と連絡協議の場としての「介護サービス事業者連絡会」を引き続き実施します。

また、ケアマネジャー同士の情報交換や連絡、協議の場としての「居宅介護支援事業者連絡会」を通し、ケアマネジャー研修会などを開催して、ケアマネジャーの資質向上を図ります。

③ 障害福祉部門との連携

国の地域共生社会の実現の取組の中で、高齢者と障害児者が同じ事業者でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉の両方の制度に、新たに「共生型サービス」が位置付けられます。

このサービスについては、今後の国の検討状況や事業者の参入意向等を踏まえ、障害福祉部門と連携を図り対応を検討します。

(2) 相談・情報提供体制の充実

① 相談窓口の充実

保健・医療・福祉・介護サービスについて、一体的な相談に応ずるため、在宅介護支援センター機能は地域包括支援センターとの統合を進め、地域の高齢者や家族からの多様なニーズや相談に総合的に対応します。

また、市は保険者として、介護保険に関する相談窓口を開設しており、相談内容の多様化に伴って、ときには関係機関と連携を取りながら、解決に向けて適切に対応します。

② 苦情に対する迅速な対応

介護保険サービスや市の福祉事業の利用者から苦情などの相談があった場合、できるだけ速やかに解決を図る必要があります。

そのため、東京都、東京都国民健康保険団体連合会との連携を図り、介護サービス事業者に苦情処理への取組を求め、必要に応じ、調査や助言などの対応を引き続き行います。

③ 市民への情報提供

介護保険のパンフレットや市の広報紙、市ホームページ等を活用して、介護保険制度の一層の周知を図るとともに、地域や各種団体の希望に応じて、制度の説明会等を開催し、広く市民に介護保険関連情報を提供します。

また、サービス利用希望者に対しては、介護保険サービス提供事業者一覧やガイドブック等により、事業者情報やサービス内容などの介護保険情報を引き続き提供します。

(3) 介護サービスの向上

① 介護サービスの質の向上

サービス提供事業者の更なる資質の向上を図るため、研修や技術の取得を事業者に奨励するとともに、事業者からの相談、苦情に対しては、問題の解決に向けての支援を行います。

また、地域密着型サービス事業者等に対する指導検査を実施し、介護サービスの質の向上に努めます。

介護人材の確保育成を図るため、国、東京都、市、事業者のそれぞれの役割の中で連携し、今後の取組について検討していきます。

② 介護サービスの情報公開

平成 18 年度から、「介護サービス情報の公表」制度として、利用者がサービス事業者を選択する際に必要な情報を開示することが、全ての介護サービス事業者に義務付けられました。平成 24 年度には、制度の見直しが行われ、「見やすさ」「使いやすさ」「わかりやすさ」の観点から全国の介護サービス事業所の情報が検索できる「介護サービス情報公表システム」に改善されました。

平成 27 年度の制度改正で、地域包括支援センターの事業内容および運営状況に関する情報の公表と生活支援等の内容に関する情報の公表の項目が新たに加われました。今後は、この情報公表システムを活用し、地域包括支援センターと生活支援サービス等の情報を公表することに努めます。

また、利用者が事業所を選択する際に、事業所の特徴やサービスの質など、利用者がサービスを選択する際の目安となる情報が得られるよう、事業者には「福祉サービス第三者評価」制度の受審を奨励していきます。

第5項 介護サービスの適正な給付

介護サービスの更なる向上を図るため、適正化事業に取り組みます。

事業名	事業の内容	取組目標
1 要介護認定の適正化	業務分析データや認定調査結果から、ばらつきのある項目について分析を行い、全国一律の基準にもとづく要介護認定が行えるように改善を図ります。	定期的に調査員・審査会委員との研修や意見交換の場を設け、ばらつきのある項目について情報共有し、適正な要介護認定が行えるように改善を図ります。
2 ケアプランの点検	介護支援専門員が作成したケアプラン等を保険者がともに確認することで、自立支援に資するケアマネジメントを協力して達成します。	研修等を通じて介護支援専門員とケアマネジメントの考え方を共有するとともに、保険者として視点を明確にし、各種システム等を活用しながら計画的に実施します。
3 住宅改修等の点検	受給者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修・福祉用具の給付がなされるよう点検を行います。	申請内容を精査するとともに、効果的な訪問調査を実施します。価格の適正化を図ります。
4 縦覧点検・医療情報との突合	(縦覧点検) 介護報酬の給付実績を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。誤りがある場合は事業者に正しい請求を行うよう促します。 (医療情報との突合) 介護給付情報と医療給付情報を突合させ、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。	保険者確認分（国保連合会処理委託分以外）について、未実施の項目を定期的に実施します。
5 介護給付費通知の発送	介護サービス利用者に、利用しているサービスの種類・費用・回数等を通知し、利用者の給付内容の把握と介護保険制度の理解を図ります。	通知内容・回数・対象者等を適宜見直しながら、効果的な通知となるよう改善を図ります。
6 給付実績の活用	給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。	ケアプラン点検・実地指導等と連動させながら、主要な帳票から順次活用を始めます。